平成２１年（フ）第７４４号
仙台市宮城野区燕沢東３丁目18番18号
債務者　板橋　　毅
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８５９号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目31番26号　ヴエラ・ノーバ双葉Ⅰ―102
債務者　西　　直人
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第４８号
宮城県気仙沼市長崎202番地３
債務者　村上　康子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第１８７号
福島県伊達郡川俣町飯坂字八反田15番地の４エルヴィーハイツ22―Ｂ、前住所千葉県茂原市小林2518番地９
債務者　覚張　浩伸
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３１０号
水戸市見川４丁目489番地の34
債務者　赤須　裕也
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３１１号
茨城県ひたちなか市大平２丁目２番18号マルゼンコーポ金上108号
債務者　大輪　裕介
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３３２号
茨城県水戸市笠原町1511番地の１
債務者　北村　昌子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７号
水戸市渡里町3219番地の２
債務者　市毛　知子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１１３号
茨城県土浦市真鍋６丁目22番２号
債務者　磯山　秀一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４号
茨城県土浦市真鍋６丁目22番２号
債務者　磯山　由香
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８号
茨城県つくばみらい市山王新田1482番地77
債務者　藤岡　文子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６２号
茨城県土浦市西根南１丁目12番39号、住民票上の住所茨城県稲敷市佐倉904番地
債務者　小森　広行
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６３号
茨城県かすみがうら市稲吉東１丁目１番３―102号井坂芳美方、住民票上の住所茨城県かすみがうら市稲吉東１丁目１番３―102号
債務者　箱田　智子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６４号
茨城県かすみがうら市稲吉３丁目15番34―703号　フォレストコート足立
債務者　正池　江美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６５号
茨城県石岡市旭台３丁目１番18号エステート旭台101号
債務者　山下　真弓（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６６号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目８番地７石橋住宅
債務者　長南　憲一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６７号
茨城県土浦市霞ケ岡町14番25号
債務者　小神野　剛
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第８号
千葉県南房総市白浜町白浜623―15　株式会社か～む内、住民票上の住所千葉県船橋市芝山６丁目59番11号
債務者　砂山　眞一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
千葉地方裁判所館山支部